

御内意申上る口上の覚

一私共儀肥前国大村橘氏渋江の末家にて氏に付
水神の祈禱仕来り申候然は熊本にて堀太左衛門と
申者私共祖父藤右衛門代々水神祈禱の札納申節
為名代数々年諸方指廻し申候然処に段々不所
存儀御座候に付式十ヶ年以前私共親藤右衛門代に
勘当仕名代役差放し召置申候然は飽田郡

立田村堀喜藤太と申者去々年六月三日私共方へ
参りて申聞候は未対面仕たる儀も無之候ても
堀太左衛門養子にて候養父太左衛門儀十式三ヶ年
以前に相果申候て以来水神祈禱の札諸方に配り
申候得共何方の弟子にも成不申罷在候儀如何敷
存候間何とも弟子分に仕くれ候様にと申聞候に付
私共申候は弟子と申儀血脈相続の者にて無之
候得は堅不成家の事に候尤太左衛門儀は先年
不所存儀有之名代役をも仕せ不申候ても其
方引改此方了簡の通堅めの一通をも仕候は、
名代役は仕せ可申由申聞候文案出し申候を持帰
申候て其後罷越文案の通り尤に存候得共何
とそ手前望の通に仕くれ候様にと申候て自身
より一通の下書見せ申候其紙面私共心に叶
不申候故名代役仕候儀不罷成候由申聞候得は
可仕様無之候て家職を替申候にて可有之由申候て
罷帰申候事

一当四月右喜藤太私共方へ参申聞候は肥前国
佐賀御領嬉野村渋江日向守弟子に罷成申候就夫
彼地よりの免状等見せ為可申罷越申候由にて
免状見せ申候に付不審に奉存如何様の訳を以
渋江日向守方へは取入申候哉と尋申候処に私共名字
を借り書通仕其後嬉野村へ罷越右の通免状
申請候由申候筋違の儀難_心得奉存折節便
宜御座候に付長崎本家へ以書中を相達候処に
返書に申参候は嬉野村日向方遂吟味置申候間
私共方々免状取上げ申様と申参候得共日向手前も
不吟味にて免し等仕本家よりとかめ申候に付
免状取返し被申間喜藤太方へ日向方書中取
遣被仕候由承候に付私共方々は免状取上不
申候事

一壹月廿四日従長崎渋江助右衛門と申仁私共方へ

被罷越喜藤太呼請段々様子相尋被申候処に
嬉野村日向守方へ取入の儀他家の名字にては
取入難成御座候に付藤右衛門名字にて書通仕
取入其後嬉野村へ罷越免状申請候此儀は
無調法至極誤入申候由申候助右衛門被申候は
血脈も無之儀に候処に不届の仕形に候間免状
此方へ渡し申候歟又は日向方え返し申候歟何の通
にも急度返し可申由被申聞候喜藤太申候は只今
即答難成御座候間罷帰一家共相談仕追て
御返詞可申由にて罷帰有如何様とも不申越候
就其助右衛門儀罷帰御沙汰可申上候由被申候弥
及御沙汰申候は 御公義御役所の御沙汰に
相成候儀にて乍憚苦々敷奉存候右助右衛門
一両日中に罷帰被申候筈に御座候私共方へ被罷越
候ても限府町旅人宿へ持参の往来相渡し及
逗留申候に付如御法誓伺書物に仕逗留被仕候
右の趣御内意為可申上覚書仕上候以上

菊池郡限府町

享保九年十一月

藤右衛門

同人弟

儀平次

庄屋

善十郎殿

河原文右衛門殿